

マレーシアへの食品輸出ガイダンス：  
日本の食品・農産物輸出企業向けガイド

2026年2月

マレーシア輸出支援プラットフォーム

## マレーシアへの食品輸出ガイダンス:

### 日本の食品・農産物輸出企業向けガイド

調査時点：2026年2月

#### 第1章：マレーシアの食品輸入制度の概要

- 1.1 規制の基盤
- 1.2 マレーシアの食品輸入規制に関わる主な政府機関
  - 1.2.1 保健省 Ministry of Health (MOH)
    - 1.2.1.1 食品安全品質局 Food Safety and Quality Division (FSQD)
    - 1.2.1.2 国家薬事規制庁 National Pharmaceutical Regulatory Agency (NPRA)
  - 1.2.2 マレーシアイスラム開発庁 Department of Islamic Development Malaysia (JAKIM)
  - 1.2.3 農業・食料安全保障省 Ministry of Agriculture & Food Security (MAFS)
    - 1.2.3.1 マレーシア検疫検査局 Malaysian Quarantine and Inspection Services (MAQIS)
    - 1.2.3.2 獣医局 Department of Veterinary Services (DVS)
    - 1.2.3.3 農業局 Department of Agriculture (DOA)
    - 1.2.3.4 水産局 Department of Fisheries (DOF)
  - 1.2.4 財務省 Ministry of Finance (MOF)
    - 1.2.4.1 税関局 Royal Malaysian Customs Department (RMCD)
- 1.3 マレーシアの食品輸入制度の基本原則
- 1.4 日本からの輸出を支える国家間協定

#### 第2章：マレーシアへの食品輸入プロセスのフローチャート

#### 第3章：マレーシア企業側での事前準備とHSコードの特定（フェーズ1）

- 3.1 会社登記
- 3.2 Dagang Net アカウントの取得
- 3.3 ステップ3：食品安全情報システム (FoSIM) への登録
- 3.4 関税分類番号 (HSコード) の特定
  - 3.4.1 マレーシアのHSコードの特徴
  - 3.4.2 輸出する食品のHSコードの調べ方
  - 3.4.3 適用される関税率の確認方法
  - 3.4.4 日本の主な食品のHSコードの一例

#### 第4章：マレーシアの食品輸入規制手続きへの対応（フェーズ2）

- 4.1 ラベル表示
  - 4.1.1 必須ラベル表示事項
  - 4.1.2 食品ラベルの事前スクリーニング（任意）
  - 4.1.3 食品ラベルに係る一般的なトラブルの回避方法
- 4.2 特定食品の場合に事前に必要となる手続き（輸出元の国での手続き）
  - 4.2.1 衛生証明書 (Health Certificate) または分析証明書 (Certificate of Analysis)
  - 4.2.2 植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate)
  - 4.2.3 漁獲証明書 (Catch Certificate)

- 4.2.4 日本からの食肉輸出の指定輸出事業者
- 4.3 特定食品の場合に事前に必要となる手続き（マレーシアでの手続き）
  - 4.3.1 マレーシア検疫検査局（MAQIS）の輸入許可
  - 4.3.2 獣医局（DVS）の輸入許可
  - 4.3.3 国家薬事規制庁（NPRA）の登録
  - 4.3.4 農業局（DOA）の輸入許可
  - 4.3.5 水産局（DOF）の輸入許可
  - 4.3.6 食品安全品質局（FSQD）の輸入許可
  - 4.3.7 食品カテゴリーごとの規制の概要
- 4.4 ハラル認証
  - 4.4.1 マレーシアにおけるハラルの概況
  - 4.4.2 日本の輸出者向けハラル認証プロセス

### **第5章：食品の出荷およびマレーシアの通関手続き（フェーズ3）**

- 5.1 出荷前書類の準備（日本側）
- 5.2 到着および通関手続き（マレーシア側）
- 5.3 通関手続きのステップバイステップ・プロセス
- 5.4 関税・税金の計算

### **第6章：通関後の食品に係るコンプライアンス（フェーズ4）**

- 6.1 FSQD 市場監視
- 6.2 食品法 1983 年に基づく罰則

### **参考資料**

参考資料 A：サンプルフォームおよびテンプレート

参考資料 B：JAKIM 公認の日本のハラル認証機関

# マレーシアへの食品輸出ガイダンス： 日本の食品・農産物輸出企業向けガイド

調査時点：2026年2月

## はじめに

マレーシアの食品輸入額は、過去10年間で426.4億リンギット（約95億米ドル、2014年）から788.0億リンギット（約175億米ドル、2023年）<sup>1</sup>へと大きく伸長しており、日本の輸出企業にとっても大きな事業機会を提供している。同国では経済成長に加え、若年層および中間層の拡大、さらには消費者のライフスタイルの多様化を背景に、輸入食品への需要が着実に拡大し、内需市場の活性化が進んでいる。また、日本食ブームの浸透や、安全性・信頼性の高い食品を求める消費者意識の高まりは、日本産食品への関心を一層押し上げている。

規制面では、マレーシアは、1983年食品法（Food Act 1983）および1985年食品規則（Food Regulations 1985）を主な根拠法として、コンプライアンスを重視した体系的な食品輸入制度を有している。マレーシアへの食品の輸出にあたっては、マレーシアにおける食品の輸入規制とプロセスを十分に理解する必要がある。

本ガイドは、マレーシアにおける食品の輸入規制および関連プロセスを理解するために、マレーシアへの食品・農産物の輸出を行っている、または輸出を予定している日本企業を対象として、実務上の留意点、手続きや関連政府機関を俯瞰的に整理した参考資料として作成されたものである。

---

<sup>1</sup> <https://ap.fftc.org.tw/article/3745>

## 第1章：マレーシアの食品輸入制度の概要

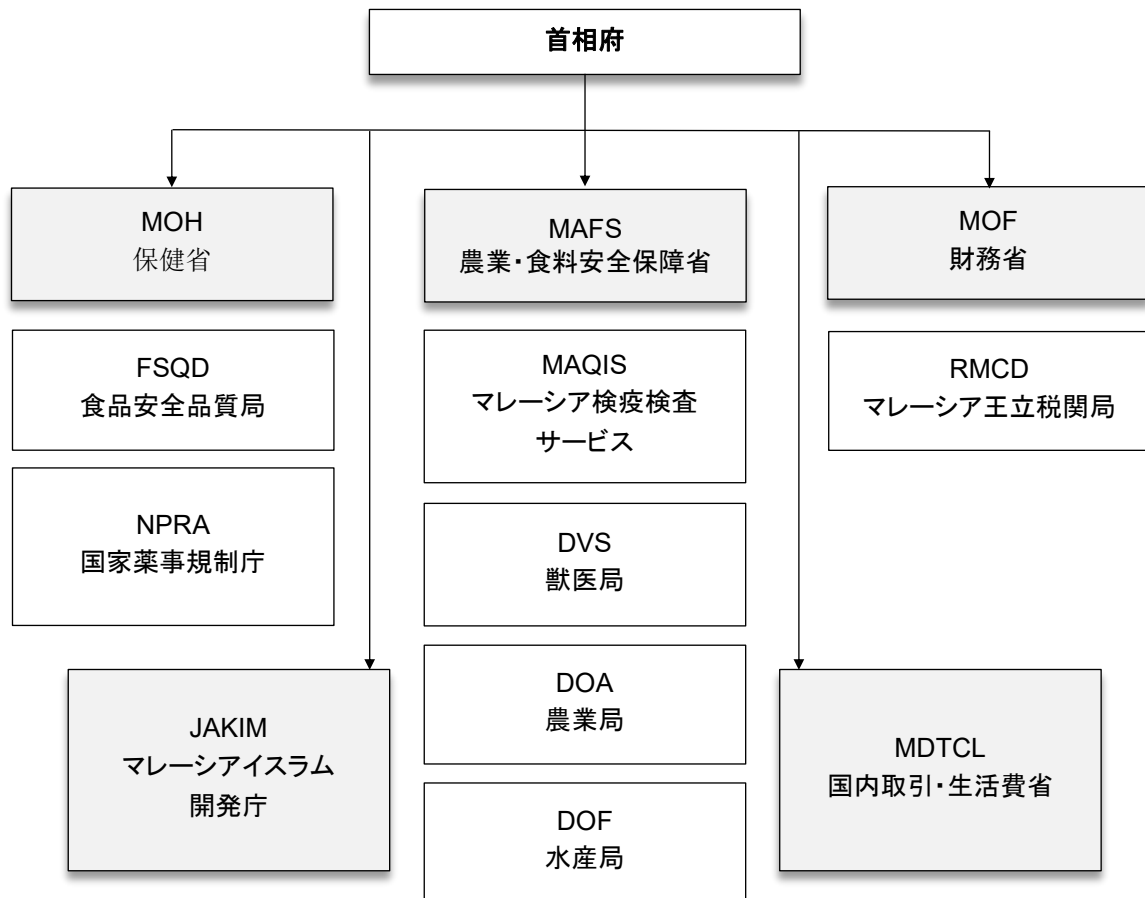
### 1.1 規制の基盤

マレーシアの食品輸入制度は、公衆衛生の保護、食品安全の確保、貿易コンプライアンスの維持などを目的とした包括的な法的枠組みの下で運営されている。

主な関連法令	制定年	主な内容および目的
食品法 (Food Act)	1983年	食品安全・品質に関する包括的法律
食品規則 (Food Regulations)	1985年	ラベリング、基準、添加物、汚染物質などの詳細要件
食品衛生規則 (Food Hygiene Regulations)	2009年	食品の製造・販売等における衛生基準を規定
動物法 (Animals Act)	1953年 (改正)	動物性製品の輸入管理
植物検疫法 (Plant Quarantine Act)	1976年	植物製品の検疫要件
マレーシア検疫検査サービス法 (MAQIS Act)	2011年	当局の執行権限
関税法 (Customs Act)	1967年	輸入関税、通関手続き、国境管理
商品表示法 (Trade Descriptions Act)	2011年	正確な商品表示と偽造防止

## 1.2 マレーシアの食品輸入規制に関わる主な政府機関

マレーシアの食品輸入規制制度は、それぞれ特定の責任を持つ複数の政府機関が関与している。



### 1.2.1 保健省 Ministry of Health (MOH)

#### 1.2.1.1 食品安全品質局 Food Safety and Quality Division (FSQD)

関連する主な法令	1983年食品法、1985年食品規則
主な役割	食品安全執行、ラベリング適合、食品輸入管理、食品分析、市場監視
公式ウェブサイト	<a href="https://hq.moh.gov.my/fsq/xs/index.php">https://hq.moh.gov.my/fsq/xs/index.php</a>
ポータルサイト	FoSIM デジタル: <a href="https://fosim.moh.gov.my/">https://fosim.moh.gov.my/</a>
所在地、連絡先	Level 4, Menara Prisma, No. 26, Jalan Persiaran Perdana, Presint 3, 62675 Putrajaya, Malaysia +603-8885 0796 / 0797

### 1.2.1.2 国家薬事規制庁 National Pharmaceutical Regulatory Agency (NPRA)

関連する主な法令	1984年医薬品および化粧品管理規則、健康補助食品ガイドライン
主な役割	製品分類、安全性評価、製品登録
公式ウェブサイト	<a href="https://www.npra.gov.my/">https://www.npra.gov.my/</a>
ポータルサイト	QUEST 3+ (オンライン登録システム) : <a href="https://quest3plus.bpfk.gov.my/front-end/loginv2.php">https://quest3plus.bpfk.gov.my/front-end/loginv2.php</a>
所在地、連絡先	Lot 36, Jalan Universiti (Jalan Prof Diraja Ungku Aziz), 46200 Petaling Jaya, Selangor, Malaysia +603-7883 5400

### 1.2.2 マレーシアイスラム開発庁 Department of Islamic Development Malaysia (JAKIM)

関連する主な法令	2011年商品表示法 (ハラールの認証および表示) 令
主な役割	ハラール基準策定、ハラール認証、外国ハラール機関の承認
公式ウェブサイト	<a href="https://www.islam.gov.my/ms/">https://www.islam.gov.my/ms/</a>
ポータルサイト	MYeHALAL (ハラール管理システム) : <a href="https://myehalal.halal.gov.my/portal-halal/v1/">https://myehalal.halal.gov.my/portal-halal/v1/</a>
所在地、連絡先	Block A and B, Kompleks Islam Putrajaya, No. 23, Jalan Tunku Abdul Rahman, Presint 3, 62100 Putrajaya, Malaysia +603-8870 7000 / 7003 ukkjakim@islam.gov.my

### 1.2.3 農業・食料安全保障省 Ministry of Agriculture & Food Security (MAFS)

#### 1.2.3.1 マレーシア検疫検査局 Malaysian Quarantine and Inspection Services (MAQIS)

関連する主な法令	2011年マレーシア検疫検査サービス法
主な役割	輸入許可発行、入国地点での検疫検査、植物・動物検疫の執行
公式ウェブサイト	<a href="https://www.maqis.gov.my/">https://www.maqis.gov.my/</a>
所在地、連絡先	Level 4, Menara 4G1, Wisma Tani, No.28, Persiaran Perdana, Presint 4, Pusat Pentadbiran Kerajaan Persekutuan, 62624 Putrajaya, Malaysia +603-8870 8000 feedback@maqis.gov.my

#### 1.2.3.2 獣医局 Department of Veterinary Services (DVS)

関連する主な法令	1953年動物法、2015年動物福祉法
主な役割	動物性製品の輸入管理、獣医衛生証明、承認国・施設管理
公式ウェブサイト	<a href="https://www.dvs.gov.my/">https://www.dvs.gov.my/</a>
所在地、連絡先	Blok Podium, Lot 4G1, Presint 4 Pusat Pentadbiran Kerajaan Persekutuan, 62624 Putrajaya, Malaysia +603-8870 2000 pro@dvs.gov.my

#### 1.2.3.3 農業局 Department of Agriculture (DOA)

関連する主な法令	1976年植物検疫法、1974年農薬法
----------	---------------------

主な役割	植物・植物製品の輸出入検疫管理、植物検疫証明、病害虫リスク分析
公式ウェブサイト	<a href="https://www.doa.gov.my/">https://www.doa.gov.my/</a>
ポータルサイト	植物検疫申請ポータル <a href="http://myphyto.gov.my/EV2022">http://myphyto.gov.my/EV2022</a>
所在地、連絡先	Aras 7-17, Wisma Tani, No. 30 Persiaran Perdana, Presint 4, Pusat Pentadbiran Kerajaan Persekutuan, 62624 Putrajaya, Malaysia +603-8870 3102 / 3042 / 3038 / 3050 pro@doa.gov.my

#### 1.2.3.4 水産局 Department of Fisheries (DOF)

関連する主な法令	1985年水産法
主な役割	魚類・水産製品の輸出入管理、養殖規制、水産物の品質・安全検査
公式ウェブサイト	<a href="https://www.dof.gov.my/">https://www.dof.gov.my/</a>
所在地、連絡先	Wisma Tani, Aras 1-6, Blok Menara 4G2, Presint 4, Pusat Pentadbiran Kerajaan Persekutuan, 62628 Putrajaya, Malaysia +603-8870 4426 / 3042 / 3038 / 3050 pro@dof.gov.my

#### 1.2.4 財務省 Ministry of Finance (MOF)

##### 1.2.4.1 税関局 Royal Malaysian Customs Department (RMCD)

関連する主な法令	1967年関税法、1976年物品税法、2018年売上税法
主な役割	通関手続き、関税徴収、関税分類、国境執行
公式ウェブサイト	<a href="https://www.customs.gov.my/">https://www.customs.gov.my/</a>
ポータルサイト	輸出入申請 <a href="https://mycieds-web.customs.gov.my/">https://mycieds-web.customs.gov.my/</a>
所在地、連絡先	Royal Malaysian Customs Department, No. 3, Persiaran Perdana, Presint 2, 62596 Putrajaya, Malaysia +603-8882 2100 / 2300 Email: ccc@customs.gov.my

#### 1.3 マレーシアの食品輸入制度の基本原則

1. 事前承認主義 - 多くの承認は出荷前に取得する必要がある
2. 複数機関の連携 - 製品の種類に応じて複数の機関が管轄権を有する
3. ラベル表示の遵守 - 非適合ラベルは貨物留置の最大の原因
4. ハラール対応 - ムスリム消費者市場向けの特別な要件（任意）
5. リスクベースの検査 - 輸入時点でのランダムまたは対象を絞った検査

#### 1.4 日本からの輸出を支える国家間協定

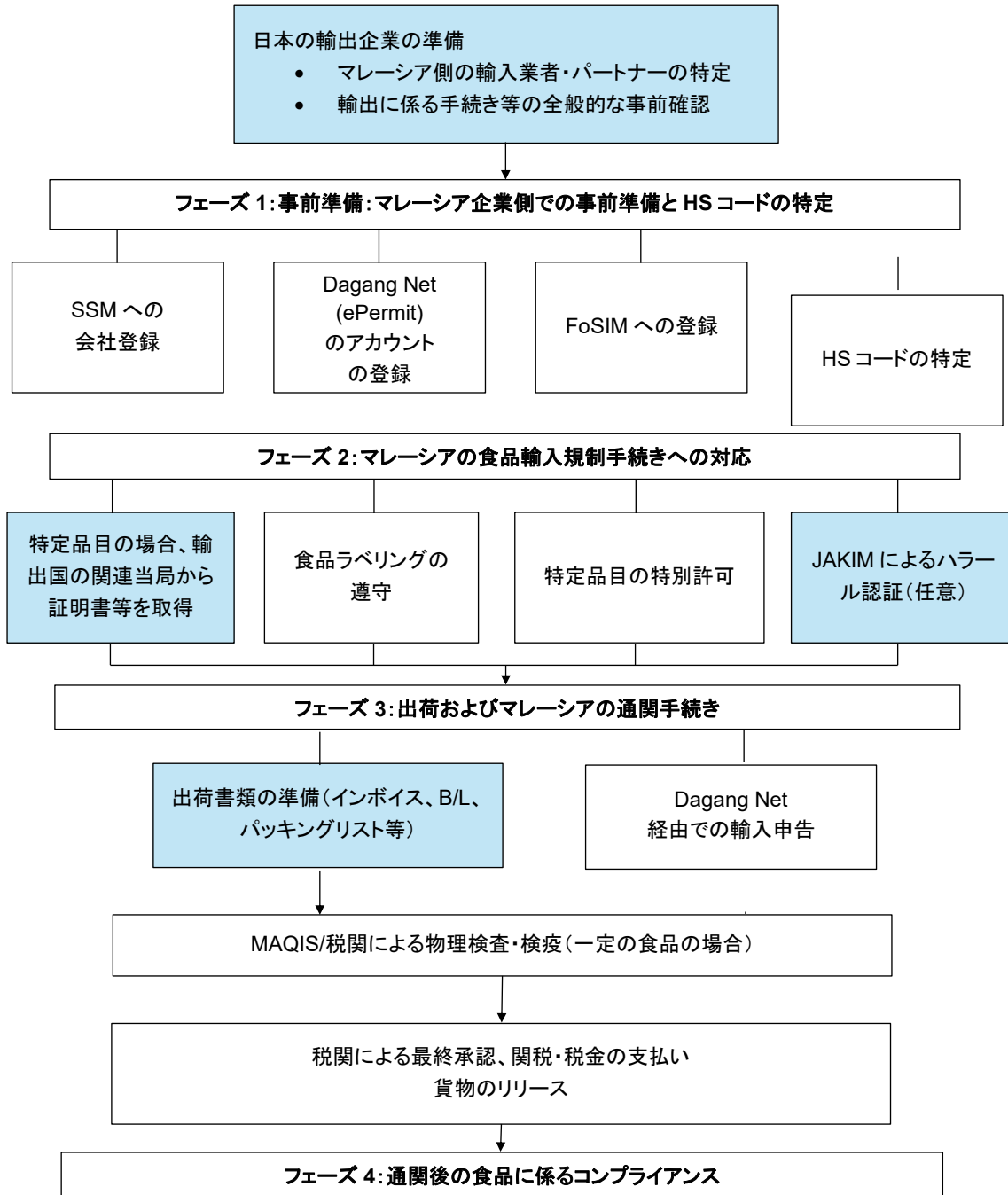
日本とマレーシアは以下の協定に支えられた強固な二国間貿易関係を維持しており、特恵関税率などの面で恩恵を受けることができる。

- 日本・マレーシア経済連携協定（JMEPA） - 特恵関税率の適用

- 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP） - 追加的な貿易円滑化措置
- 地域的な包括的経済連携（RCEP） - より広域な地域貿易枠組み
- 日本 ASEAN 経済連携協定（AJCEP） - ASEAN 加盟国との包括的な経済連携枠組み

## 第2章：マレーシアへの食品輸入プロセスのフローチャート

以下のフローチャートは、日本の輸出企業の観点からの輸入プロセスの概要を示すものである（詳細は、以下の章でフェーズごとに説明）。なお、以下の手続きは、日本の輸出企業がマレーシアの輸入業者に必要な情報を提供するなどした後に、輸入者側が自らの責任で手続きを行うものが大半だが、青の項目は特に日本企業が主に対応すべき項目である。



### 第3章：マレーシア企業側での事前準備と HS コードの特定（フェーズ1）

本章では、日本からの食品の輸出に先だて、輸入する側のマレーシアの事業者が事前に実施しておく必要がある事項と、輸出品目に係る HS コードの特定について説明する。

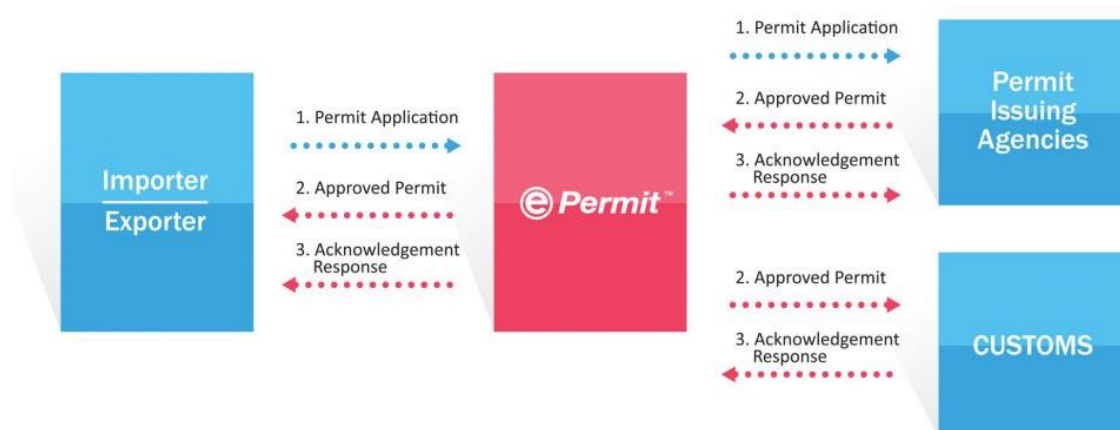
#### 3.1 会社登記

- マレーシアにおける会社設立は、マレーシア会社委員会（SSM）への申請により行われる。マレーシアの株式会社の設立に関するガイドラインは以下を参照。

[https://www.ssm.com.my/Pages/Legal\\_Framework/GUIDELINES/4.-Guidelines-For-Incorporation-Of-A-Local-Company.pdf](https://www.ssm.com.my/Pages/Legal_Framework/GUIDELINES/4.-Guidelines-For-Incorporation-Of-A-Local-Company.pdf)

#### 3.2 Dagang Net アカウントの取得

- マレーシアでは、Dagang Net (<https://www.dagangnet.com/>) が、マレーシアのすべての輸入の許可、承認、および申告が処理されるオンラインプラットフォームとしての役割を果たしている。
- したがって、日本からの食品輸出についても、輸入者側で Dagang Net の利用が必要となる。
- 規制対象となる食品の輸入についても、このプラットフォームを通じて、必要な電子許可証（e-Permit）<sup>2</sup>の申請および管理を行うことができる。



(出典：<https://www.dagangnet.com/trade-facilitation/epermit/>)

#### 3.3 ステップ3：食品安全情報システム（FoSIM）<sup>3</sup>への登録

- FoSIM は、マレーシア保健省（MOH）の食品安全品質局（FSQD）によって管理されているデータベースおよびシステムであり、認定食品輸入者の管理、ならびに食品ラベルの承認や届出の監督を目的として運用されている。
- 2009 年食品衛生規則に基づき、マレーシアの食品事業所および輸入業者は、食品の輸入が行われる前に、FoSIM への登録を行うことが義務付けられている。

<sup>2</sup> <https://www.dagangnet.com/trade-facilitation/epermit/>

<sup>3</sup> <https://fosim.moh.gov.my/fssm/public/home>

### 3.4 関税分類番号 (HS コード)<sup>4</sup>の特定

食品を含め、輸出入される様々な物品の分類は、国際的に用いられている HS コード (Harmonized System Code) に基づき行われる。マレーシアにおいて HS コードを管理している国家機関は、マレーシア税関 (RMCD) である。

適切な HS コードを用いてマレーシアに輸入する責任は一義的には輸入者側にあるが、関税の税率の把握などのためにも、輸出者側でも把握しておくべきと言える。

#### 3.4.1 マレーシアの HS コードの特徴

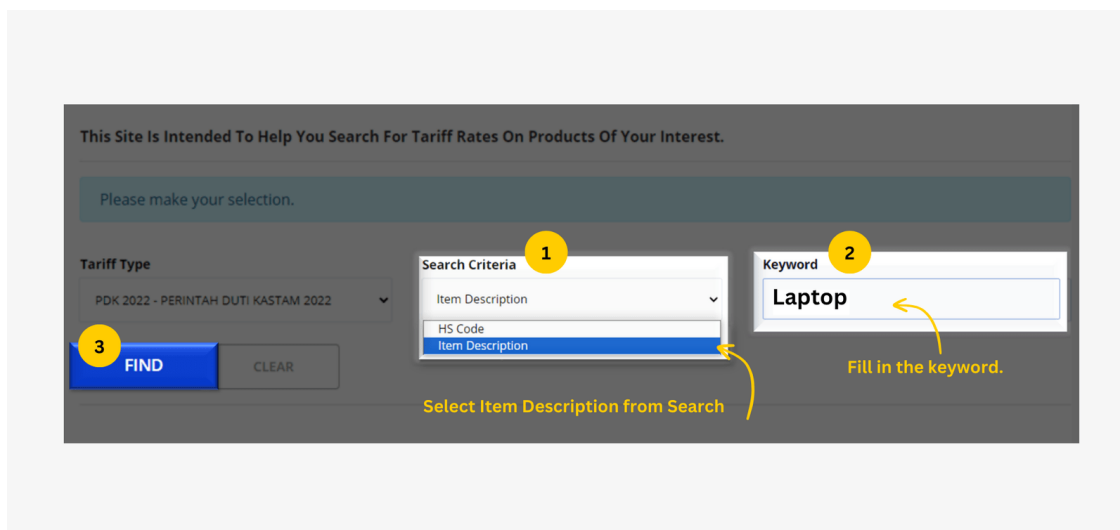
マレーシアでは、以下の通り 10 桁の HS コードが用いられている。したがって、日本から輸出する食品については、すべて 10 桁の HS コードまでを正確に特定した上でマレーシアに輸入される必要がある。

10 桁の HS コードの構成は以下の通りである。

桁数	内容
最初の 6 桁	国際共通 HS コード
7~8 桁目	ASEAN 共通分類 (AHTN)
9~10 桁目	マレーシア独自の細分化コード

#### 3.4.2 輸出する食品の HS コードの調べ方

- ステップ 1: マレーシア税関の HS コード検索サイト (<https://ezhs.customs.gov.my/>) にアクセスする。
- ステップ 2: このサイトで、輸入品の正確な HS コードを検索することができる。検索は、検索基準 (Search Criteria) として HS Code を選択して HS コードの冒頭の数字 4 桁以上をキーワード欄に入力するか、品目 (Item Description) を選択して品目名を入力することにより実行する。
- ステップ 3: 検索に合致する品目の HS コードが表示されるため、その中から最も適切なコードを選択する。



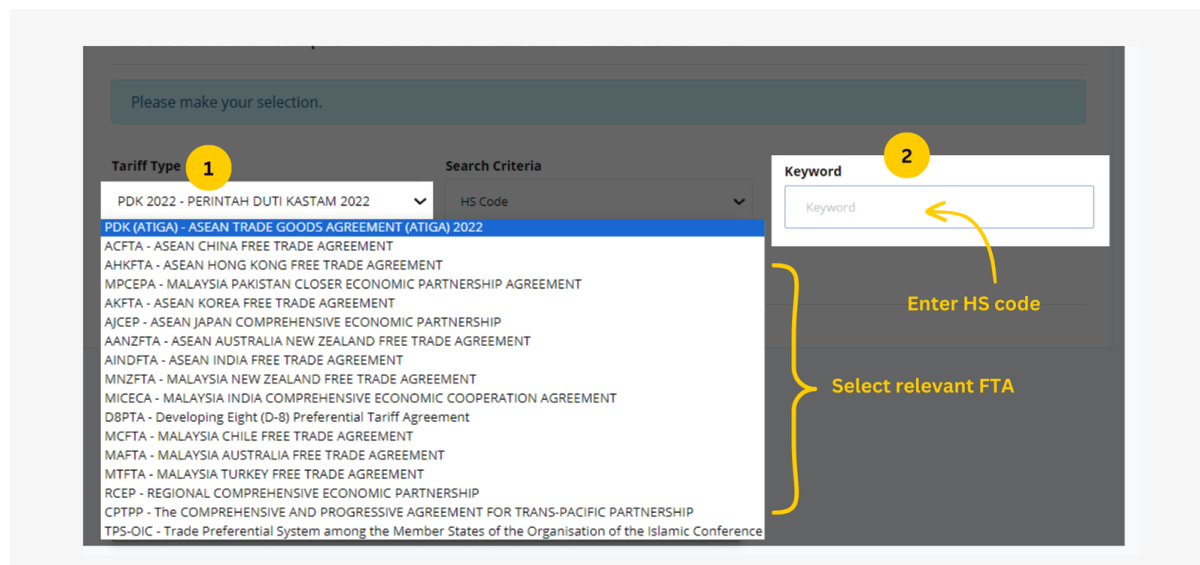
<sup>4</sup> <https://fta.miti.gov.my/index.php/pages/view/12>

(出典 : <https://ezhs.customs.gov.my/>)

### 3.4.3 適用される関税率の確認方法

HSコード検索サイトにアクセスした段階では、Tariff Type の箇所には、最新の関税令 (Customs Duty Order) のマレー語での名称が記載されている (本資料作成時点では、「PDK 2025 - PERINTAH DUTI KASTAM 2025」)。このままの状態を検索をすると、検索に合致した品目のマレーシアへの輸入に対して課される、マレーシア国内税法に基づく輸入関税率と売上税 (Sales Tax) 率が表示される。

これに対して、マレーシアは 18 の自由貿易協定 (FTA) を締結しており、品目によっては FTA に基づき関税率の軽減を適用できる可能性がある。HSコード検索サイトでは、Tariff Type の箇所を、適用しようとしている FTA に変更することにより、品目ごとの軽減税率を確認できる。



(出典 : <https://ezhs.customs.gov.my/>)

マレーシアと日本の双方が加入している FTA には以下があり、上記サイトで検索可能である。

- Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP)
- The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP)
- ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement (AJCEP)

なお、日本とマレーシアの間では、他に、日本・マレーシア経済連携協定 (Japan-Malaysia Economic Partnership Agreement) が締結されている。これによっても多くの品目で関税が軽減されているが、上記サイトでは日本・マレーシア経済連携協定の軽減税率を確認することができないため、別途確認が必要である。

### 3.4.4 日本の主な食品の HS コードの一例

食品	HS コードの先頭部分	備考
米	1006.30	
緑茶	0902.10-20	
醤油	2103.10	

味噌	2103. 90	ソース・調味料の中の「その他」に該当
わさび	2103. 90	調味料・調製品として分類
水産物（生鮮/冷凍）	0302-0307	
和牛	0201-0202	
餅	1904. 90	加工穀物製品の中の「その他」
乾燥海苔	1212. 21	
インスタントラーメン	1902. 30	
和菓子	1704 または 1905	砂糖/小麦粉の含有量による
漬物（つけもの）	2001-2005	野菜等の保存食品のコード
缶詰食品		内容物により異なる
乳製品（牛乳、ヨーグルト）	0401-0406	
枝豆（冷凍）	0710. 22	
日本酒	2206. 00	
ウイスキー	2208. 30	

## 第4章：マレーシアの食品輸入規制手続きへの対応（フェーズ2）

日本からの食品の輸出にあたってのマレーシアにおける規制は、マレーシアの輸入業者が各種手続きを通して規制に対応することで遵守される。実質的には、輸出する側の日本企業が各種情報を提供する必要があるため、日本企業が規制の内容を理解し、対応していくことが求められる。

本章では、マレーシアの食品輸入の規制と手続きの概要をまとめている。食品のカテゴリーに応じた対応が必要になるため、特に新たに食品を輸出する場合には、独別な輸入許可を必要とされないかなどに留意して確認する必要がある。

### 4.1 ラベル表示

輸出する食品は、マレーシアの1985年食品規則にしたがったラベル表示が求められる。

ラベル表示の不適合は、マレーシアの港で食品貨物が留置される原因になりかねず、そうしたトラブルを回避するためにも適切な対応が必要である。

#### 4.1.1 必須ラベル表示事項

1985年食品規則に基づき、すべての輸入食品について、ラベルに以下の情報を表示しなければならない（英語またはマレー語が必要で、その他の言語の併記も可）。

必須ラベル表示項目	詳細
食品名	適切な食品名または主要材料の一般名称を含む説明（主要材料の一般名称がない場合は誤解を招かない適切な説明的用語を用いる）
食品名の補足説明	食品の真の性質および物理的状態についての追加的記述
混合物の場合の記載	混合物である旨および食品名の冒頭にミックス(mixed)またはブレンド(blended)と付記
牛肉、豚肉等を含む場合の記載	食品に牛肉、豚肉、その派生品、またはラードが含まれる場合、その食品に牛肉、豚肉、その派生品、またはラードが含まれている旨

アルコールを含む場合の記載	食品にアルコールが含まれる場合、その旨を6ポイント以上の大文字の太字で
原材料の降順表示	食品が（水、食品添加物、添加栄養素以外の）2種類以上の原材料で構成される場合、重量比の降順で成分を適切に表示し、食品規則の規定がある場合は原材料の比率も表示
一定の場合の原材料割合の表示	混合物または組合せとして販売される食品の場合で、原材料が言葉または写真、図によってラベル上で強調されている場合、あるいは原材料が食品の特徴に不可欠なものであり食品名には含まれていない場合は、製造時の重量または容量ベースでのその原材料の割合を記載
過敏症に関する記載	食品に過敏症を引き起こすことが知られている原材料（グルテンを含む穀物、ナッツ・魚・乳・卵とそれらを用いた製品）が含まれる場合、その成分を表示
食用脂肪・油を含む場合の表示	食品が食用脂肪または食用油を含む場合はその旨と、脂肪または油が由来する動植物（該当する場合）の一般名を記載
食品添加物を含む場合の記載	食品が食品添加物を含む場合、関連する食品添加物の機能クラスの記述と、食品添加物名またはINS番号（INS番号がない場合は、食品添加物名のみ）をカッコ書き（複数の機能クラスを持つ食品添加物の場合、1つの機能クラスのみ記載）
重量、容量または数量	内容物の最小正味重量（液体の場合は液体部分を除く）、容量、または数量を記載
輸出元の名称住所	輸入食品の製造業者、包装業者、製造権所有者、それらの代理人のいずれかの名称と住所
輸入元の名称と住所	マレーシアにおける輸入業者の名称と住所
原産地国	原産地国
その他の品目ごとに求められる記載	1985年食品規則において一定事項の記載が義務付けられている品目に該当する場合は、その記載
消費期限、賞味期限	特定の品目については、消費期限または賞味期限の表示が必要
栄養成分	特定の品目については、栄養成分の表示が必要
遺伝子組み換え技術が用いられている場合	それに関する記載

#### 4.1.2 食品ラベルの事前スクリーニング（任意）

食品ラベルが規則を遵守していることを事前に確認するために、健康省(MOH)のスクリーニング(Food Label Screening)を任意で受けることができる。

申請は、健康省のサイト (<https://fosim.moh.gov.my/fssm/public/home>) からオンラインで提出する必要があり、申請費用は1件あたりRM250である。

健康省の審査後、申請者には、納品された食品のラベルが1985年食品規則の食品ラベル規定に準拠しているかどうかのみを記載したフィードバックレターが発行される。

#### 4.1.3 食品ラベルに係る一般的なトラブルの回避方法

食品輸入に関連する問題を減らすための方策として、以下が考えられる。

- すべてのラベル要件が満たされていることの確認の徹底
- 出荷前の事前スクリーニングの実施

- 輸入者を通して、ラベル適合性について当局職員とのコミュニケーションとフォローアップ
- マレーシア当局からの要請があった場合の、ラベルまたはパッケージの修正の迅速な対応とその準備

#### 4.2 特定食品に関して出荷前に必要となる手続き（輸出元の国での手続き）

以下で、マレーシアへの輸出に先だてて輸出元の国での一定の手続きが必要になる食品について説明している。ここでは代表的なものを取り上げており、また、一つのカテゴリーの中でも食品によって取り扱いが異なる可能性があるため、食品を新たにマレーシアに輸出する場合には特に、マレーシアの輸入業者または現地パートナーに、日本側での事前の手続きの有無と内容を確認すべきである。

##### 4.2.1 衛生証明書 (Health Certificate) <sup>5</sup>または分析証明書 (Certificate of Analysis)

以下の一定の食品をマレーシアに輸入する場合、輸出元の国の権限ある行政機関から衛生証明書 (Health Certificate) または分析証明書 (Certificate of Analysis) は<sup>6</sup>、事前に取得しておく必要がある<sup>7</sup>。食品に有毒性のある物質が含まれていないことを確認するための手続きである<sup>8</sup>。

食品	衛生証明書	分析証明書	検査対象成分	許容限度
酸加水分解植物性タンパク質 (HVP)	○		3-MCPD	1.0 mg/kg
食肉	○		βアゴニスト	-
家禽	○		ニトロフランとその代謝物	-
エビ、カニ	○		クロラムフェニコール	-
海藻		○	無機ヒ素 鉛 カドミウム	1 mg/kg 2 mg/kg 1 mg/kg
ピーナツバター	○	○	アフラトキシン	5 µg/kg
ピーナツ	○	○	アフラトキシン	15 µg/kg
チーズ（プロセスチーズを除く）	○	○	リステリア・モノサイトゲネス	-
はちみつ	○	○	クロラムフェニコール	-

##### 4.2.2 植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate)

生鮮野菜・果物、植物性製品のマレーシアへの輸入の場合、輸出国の公的検疫機関から植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate) を取得することが必要になる場合がある。日本では、農林水産省の管轄である地方植物防疫所で申請を行う。

<sup>5</sup> <https://hq.moh.gov.my/fsq/permohonan-sijil-kesihatan>

<sup>6</sup> <https://hq.moh.gov.my/fsq/matriks-pengimportan-makanan>

<sup>7</sup> <https://hq.moh.gov.my/fsq/prosedur-pengimportan-makanan>

<sup>8</sup>

[http://fsis2.moh.gov.my/UploadFosim/BULETTIN/200815094629B3558Lampiran\\_Garispenduan%20HC.pdf](http://fsis2.moh.gov.my/UploadFosim/BULETTIN/200815094629B3558Lampiran_Garispenduan%20HC.pdf)

#### 4.2.3 漁獲証明書 (Catch Certificate)

マレーシアに魚類・水産物を輸出する場合、漁獲証明書 (Catch Certificate) が必要になる場合がある。日本では、水産庁の指定期間で申請を行う。

#### 4.2.4 日本からの食肉輸出の指定輸出事業者

現在、日本からのマレーシアへの食肉輸出は、特定の認可事業者に対して、認可を受けた品目のみ認められている。本資料の作成時点で認可を得ている事業者と輸出できる品目は、以下のリンクに示されている通りである。

[https://www.dvs.gov.my/dvs/resources/user\\_1/2025/BRV/LOJI%20LUAR%20NEGARA/Webpage\\_Japan\\_Edit\\_17102025.pdf](https://www.dvs.gov.my/dvs/resources/user_1/2025/BRV/LOJI%20LUAR%20NEGARA/Webpage_Japan_Edit_17102025.pdf)

#### 4.3 特定食品に関して出荷前に必要となる手続き (マレーシアでの手続き)

マレーシアへの食品輸入は、品目に応じてマレーシアの異なる規制機関から特別許可を取得することが必要になる場合がある。主要な特別許可を発行している規制機関は以下の通りである。

- マレーシア検疫検査局 (MAQIS)
- 獣医局 (DVS)
- 国家薬事規制庁 (NPRA)
- 農業局 (DOA)
- 水産局 (DOF)
- 食品安全品質局 (FSQD)

なお、同じ食品カテゴリーの中でも食品によって取扱いが異なる可能性があるため、事前にマレーシアの輸入業者または現地パートナーと確認を取っておくべきである。

##### 4.3.1 マレーシア検疫検査局 (MAQIS) の輸入許可<sup>9</sup>

- 生鮮果物・野菜、植物性製品、魚類・水産物、食肉・家禽、米については、MAQIS の輸入許可が必要とされている。
- 輸入者は、Dagang Net e-Permit システムを通じて MAQIS 許可モジュールを申請する必要がある。
- 処理期間目安：3～7 営業日

##### 4.3.2 獣医局 (DVS) の輸入許可<sup>10</sup>

- 食肉、家禽、乳製品、卵、およびその他の動物由来製品については、獣医局 (DVS) からの輸入許可が必要である。
- Dagang Net e-Permit システムを通じて DVS 輸入許可モジュールを申請する。
- 処理期間目安：5～14 営業日

##### 4.3.3 農業局 (DOA) <sup>11</sup>の輸入許可

- 製品が生鮮および加工植物性食品、果物、野菜、穀物、植物由来原料、および農産物に該当する場合、植物および植物性製品の輸入許可が必要である。

---

<sup>9</sup> <https://www.maqis.gov.my/wp-content/uploads/2023/06/ACT-728.pdf>

<sup>10</sup> <https://www.dvs.gov.my/index.php/pages/view/1941>

<sup>11</sup> [https://open.dosm.gov.my/data-catalogue/crops\\_district\\_production](https://open.dosm.gov.my/data-catalogue/crops_district_production)

- 処理期間目安： 1～2 週間

#### 4.3.4 水産局 (DOF) <sup>12</sup>の輸入許可

- 活魚、甲殻類、その他の一定の水産物に該当する場合、魚類または水産物の輸入許可が必要である。
- 処理期間目安： 1～2 週間

#### 4.3.5 食品安全品質局 (FSQD) の輸入許可

- アルコール飲料は、マレーシアで輸入ライセンスを保有する会社のみが輸入できる。
- アルコール飲料をマレーシアに輸入する場合、輸入許可を事前に取得する必要がある。
- 処理期間目安： 2～4 週間

#### 4.3.6 国家薬事規制庁 (NPRA) の登録<sup>13</sup>と輸入許可

- 健康補助食品や栄養機能食品、医薬品的効能を謳う食品については、NPRA の基準にしたがい、NPRA による製品登録および輸入許可が必要である。
- 処理期間目安：
  - 製品分類の判定：2～4 週間
  - 登録書類の準備：4～8 週間
  - NPRA による評価：4～12 ヶ月

#### 4.3.7 食品カテゴリーごとの規制の概要

以下は、主な食品のカテゴリーに適用される輸入規制を表で表したものである。

製品カテゴリー	MAQIS	DVS	DOA	DOF	FSQD	NPRA	留意事項
加工食品	✓	-	-	-	-	-	
生鮮野菜・果物	✓	-	✓	-	-	-	植物検疫証明書が必要な場合あり
食肉・家禽	✓	✓	-	-	-	-	衛生証明書、指定輸出事業者
水産物・魚類	✓	-	-	✓	-	-	衛生証明書 (エビ、カニ、海藻)
乳製品	✓	✓	-	-	-	-	
卵・卵製品	✓	✓	-	-	-	-	
健康補助食品	✓	-	✓	-	-	✓	植物由来の有効成分やハーブエキスが含まれている場合には、MAQIS や DOA の承認も必要
清涼飲料水	-	-	-	-	-	-	
アルコール飲料	-	-	-	-	✓	-	輸入者において酒類輸入免許 (Liquor Import Licence) <sup>14</sup> が必要
香辛料・ハーブ	✓	-	✓	-	-	-	
ナッツ・種子類	✓	-	✓	-	-	-	衛生証明書、分析証明書 (ピーナッツ)
茶・コーヒー	✓	-	✓	-	-	-	未加工品には DOA 許可が必要

注記： 上記リストはすべての食品を網羅するものではない。

<sup>12</sup> <https://www.dof.gov.my/en/services/import-export/>

<sup>13</sup> <https://www.npra.gov.my/index.php/en/product-registration-process.html>

<sup>14</sup> <https://importlicensing.wto.org/content/intoxicating-liquor-tobacco-and-denatured-spirit#:~:text=Outline%20of%20the%20system,Nature%20of%20licensing>

#### 4.4 ハラル認証

##### 4.4.1 マレーシアにおけるハラルの概況

日本から輸出する食品をイスラム教の教義に適合したハラル製品として流通させることを企図する場合には、マレーシアのハラル認証の制度に従う必要がある。

マレーシアは、世界で最も確立されたハラル認証制度を有する国の一つと言われている。JAKIM（マレーシアイスラム開発庁 / Jabatan Kemajuan Islam Malaysia）は、マレーシア国内におけるハラル認証の承認および検証を担う唯一の国家機関である。

要素	詳細
ムスリム人口	マレーシアの 3,300 万人超の人口のうち 63.5%（2020 年時点） <sup>15</sup>
法的枠組み	(1) Trade Descriptions (Definition of Halal) Order 2011 - ハラルに該当する食品の基準を規定 (2) Trade Descriptions (Certification and Marking of Halal) Order 2011 - JAKIM の権限などを規定
規制当局	MDTCL（国内取引生活費省）、JAKIM（マレーシアイスラム開発局）

マレーシアにおいて、製品にハラル表示またはハラルロゴを使用する場合、JAKIM が認定した認証機関による有効な認証を受ける必要がある。

##### 4.4.2 日本の輸出者向けハラル認証プロセス<sup>16</sup>

ステップ	内容
1. 日本国内の JAKIM 認定ハラル認証機関の特定	<ul style="list-style-type: none"><li>参考資料 B を参照</li></ul>
2. ハラル証明書の申請	<ul style="list-style-type: none"><li>申請書の提出</li><li>原材料リストの提出</li><li>製造工程の詳細の提出</li></ul>
3. 工場/施設監査	<ul style="list-style-type: none"><li>現地検査</li><li>原材料の検証</li><li>製造工程の検証</li><li>交差汚染のチェック</li><li>洗浄手順の確認</li></ul>
4. 検査試験	アルコール含有量試験/豚由来 DNA 試験/原材料分析 → 合格： 次のステップに進む → 不合格： 是正措置および再監査
5. ハラル証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"><li>有効期間：1～2 年</li><li>特定の製品および施設を対象として発行</li></ul>
6. 製品へのハラルロゴの使用	JAKIM 認定のロゴフォーマットを使用

<sup>15</sup> <https://www.dosm.gov.my/portal-main/release-content/key-findings-population-and-housing-census-of-malaysia-2020-administrative-district>

<sup>16</sup> <https://jhalal.com/en/halal-cert-en/procedure-en>

## 第5章：食品の出荷およびマレーシアの通関手続き（フェーズ3）

輸入前の承認（フェーズ2）が確保された後、食品の出荷および通関手続きが行われる。

### 5.1 マレーシアへの輸入に必要な書類

マレーシアへの食品の輸入に必要な書類は以下の通りである。

	書類	作成者/責任者	補足説明
一般的に必要な書類			
1	船荷証券 (B/L) または航空貨物運送状 (AWB)	船会社または航空会社	船会社または航空会社が発行し、出荷および引渡条件を確認するもので、貨物の所有権の証明となる
2	コマーシャルインボイス	輸出者	輸出者が発行し、製品の詳細、数量、価格、および取引条件を明記する。関税評価に使用される
3	梱包明細書 (パッキングリスト)	輸出者	税関検査を円滑にするため、各梱包の重量、寸法、および内容物を詳述する
4	保険証券	輸出者 / 保険会社	貨物保険の付保証明
5	原産地証明	輸出者	特惠関税を適用する場合
6	輸入申告書 (K1 フォーム)	輸入者	参考資料 A を参照
食品の輸入に必要な書類			
7	食品ラベル	輸出者または輸入者	規定にしたがったラベルを食品パッケージに添付
8	特定の食品の輸入に必要な証明書や輸入許可など	輸出者 / 輸入者	第4章を参照

### 5.2 到着および通関手続き（マレーシア側）

マレーシアにおける食品輸入の主要入港地は以下の通りである。

港湾/入港地	所在地	種別	主な用途
ポートクラン (Northport & Westport)	セランゴール	海上	最大のコンテナ港、大半の食品輸入の主要入港地
ペナン港	ペナン	海上	北部地域の輸入
ジョホール港/タンジュン・ペレパス	ジョホール	海上	南部地域、シンガポールに近接
クアantan港	パハン	海上	東海岸の輸入
KLIA カーゴ	セランゴール	航空	航空輸送の生鮮品
ペナン国際空港	ペナン	航空	北部地域の航空貨物
コタキナバル港	サバ	海上	東マレーシアの輸入
クチン港	サラワク	海上	東マレーシアの輸入

### 5.3 通関手続きの大まかなプロセス<sup>17</sup>

ステップ	内容
Dagang Net - eDeclare を通じた輸入申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入者/代理人が輸入申告書類一式を提出</li> <li>一般に、貨物到着の直前に実施する</li> </ul>
貨物が港に到着（船舶/航空機）	
税関によるリスク評価（システムによる自動判定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンレーン：最小限のチェックで自動通関</li> <li>イエローレーン：リリース前の書類確認</li> <li>レッドレーン：貨物および書類の物理的検査</li> </ul>
現物検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類確認、物理的検査、ラベルチェック、ランダムサンプリング</li> <li>一定の食品については、MAQIS が検査を実施</li> <li>合格：次のステップに進む</li> <li>不合格：留置措置 - 再ラベル/再輸出入/廃棄</li> </ul>
輸入に係る諸税の納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>税関（RMCD）が査定した税金を納付する（輸入関税、売上税、物品税（アルコールなどの場合））</li> </ul>
貨物のリリース	<ul style="list-style-type: none"> <li>通関手続き完了後、輸出した食品は港湾/空港を出て、倉庫/流通センターへ輸送</li> <li>その後、販売先へ送られる</li> </ul>

### 5.4 関税・税金の計算

#### 輸入総コストの計算式<sup>18</sup>：

CIF 価格（製品価格 + 保険 + 運賃）

+

輸入関税 = CIF × 関税率%

+

売上税 = (CIF + 輸入関税) × 売上税率%（主に 10%、5%、0%のいずれか）

+

物品税（該当する場合のみ。例：アルコール）

+

手数料等

=

着荷原価（Total Landed Cost）

計算例（成立や手数料は一例）：

CIF 価格：	RM 100,000
輸入関税（5%）：	RM 5,000
売上税（10%）：	RM 10,500
手数料等：	RM 2,000
総到着原価：	RM 117,500

<sup>17</sup> <https://www.customs.gov.my/en/business/import-export/export/prohibition-of-export>

<sup>18</sup> <https://mysst.customs.gov.my/GeneralGuide>

## 第6章：通関後の食品に係るコンプライアンス（フェーズ4）

通関手続き完了後、食品はマレーシアの国内市場に流通する。以下は、流通後のコンプライアンスとして、日本の輸入者も最低限知っておくべき事項をまとめたものである。

### 6.1 食品安全品質局（FSQD）のモニタリング

FSQD は以下のようなモニタリング活動を継続して実施している。

活動	内容	頻度
定期的な市場サンプリング	FSQD 職員が小売店などからサンプルを収集	継続的
検査分析	サンプルの食品基準適合性を検査	サンプルごと
ラベル適合性チェック	市場におけるラベル表示要件の検証	ランダム
消費者苦情の調査	食品に関する公衆からの苦情のフォローアップ	受理次第
対象を絞った監視	特定の製品カテゴリーに焦点を当てた検査	定期的

### 6.2 1983 年食品法に基づく罰則<sup>19</sup>

1983 食品法では、以下のように、マレーシアの輸入者や販売者等に対する罰則を設けている。

違反行為	初犯	再犯
基準に適合しない品質の食品の販売	罰金 RM10,000 以下	罰金 RM20,000 以下 および/ または 禁固 5 年以下
ラベル表示違反	罰金 RM10,000 以下	罰金 RM20,000 以下
安全でない食品の販売	罰金 RM100,000 以下 および/ または 禁固 10 年以下	罰金 RM200,000 以下 および/ または 禁固 15 年以下
ハラールに係る虚偽表示	罰金 RM100,000 以下 および/ または 禁固 3 年以下	加重罰則

<sup>19</sup> <https://faolex.fao.org/docs/pdf/mal27309.pdf>

## 参考資料

参考資料 A : サンプルフォームおよびテンプレート

商業送り状 (コマーシャルインボイス) レイアウト見本 (既定のフォーマットはないため、一つの例となります)

COMMERCIAL INVOICE						
<b>EXPORTER:</b> [Japanese Company Name] [Address in Japan] [Contact Details]				<b>INVOICE NO:</b> JPN-2025-001 <b>DATE:</b> DD/MM/YYYY		
<b>CONSIGNEE/IMPORTER:</b> [Malaysian Company Name] [SSM Reg No: XXXXXXXXXX] [Address in Malaysia]				<b>COUNTRY OF ORIGIN:</b> JAPAN		
<b>SHIPPED VIA:</b> [Vessel Name] <b>PORT OF LOADING:</b> [Tokyo/Osaka] <b>INCOTERMS:</b> [CIF/FOB/etc] <b>PAYMENT TERMS:</b> [LC/TT]				<b>B/L NO:</b> [XXXXXX] <b>PORT OF DISCHARGE:</b> [Port Klang]		
No	Description	HS Code	Unit	Qty	Unit Price (USD)	Total (USD)
1	Soy Sauce 500ml	2103.10.00	Btl	1,000	3.50	3,500
2	Green Tea Matcha 100g	0902.10.00	Pkt	2,000	5.00	10,000
3	Instant Ramen 5-pack	1902.30.00	Ctn	500	12.00	6,000
SUBTOTAL						19,500
FREIGHT						1,200
INSURANCE						300
CIF TOTAL						21,000
NET WEIGHT: _____ KG GROSS WEIGHT: _____ KG						
NO. OF PACKAGES: _____ CONTAINER NO: _____						
DECLARATION: We hereby certify that this invoice shows the actual price of the goods described and that all particulars are true and correct.						
_____ Authorized Signature & Stamp Date: DD/MM/YYYY						

出典: ジェトロにより作成

パッキングリスト見本 (既定のフォーマットはないため、一つの例となります)



PACKING LIST					
Exporter		Invoice No. & Date		Exporter's Ref.	
		Buyer's Order No. & Date			
		Other Reference (s)		IEC NO:	
Consignee		Buyer (if other than consignee)			
		Country of Origin of Goods INDIA		Country of Final Destination	
		Terms of Delivery and Payment  CIF			
Pre-Carriage by	Place of Receipt by Pre-carrier				
Vessel/Flight No.	Port of Loading				
Port of Discharge	Final Destination				
Marks & Nos./	No. & Kind of Pkgs	Description of Goods	Quantity	Size	Total Pcs
<b>Declaration:</b> We declare that this invoice shows the actual price of the goods described and that all particulars are true and correct.				Signature & Date  Authorised Signature	

出典：ジェトロにより作成

参考資料 B : JAKIM 公認の日本のハラール認証機関 (2026 年 2 月時点の情報)<sup>20</sup>

Organization & Address	Contact	Halal Logo
<p>日本ムスリム協会 Japan Muslim Association (JMA)</p> <p>3-17-23 Higashigotanda Shinagawa-ku Tokyo 141-0022 Japan</p>	<p>Mr. Yahya Toshio Endo (President) Tel: +813 6277 3561 Fax: +813 6277 3597</p> <p>メール: <a href="mailto:info@shariah-inst.com">info@shariah-inst.com</a> ウェブサイト: <a href="http://www.muslim.or.jp/">http://www.muslim.or.jp/</a></p>	
<p>NPO 法人日本ハラール協会 NPO Japan Halal Association (JHA)</p> <p>2F Excel Abiko 3-17-4 Karita Sumiyoshi-ku Osaka 558-0011 Japan</p>	<p>Mdm Hind Hitomi Remon (Chairperson) Tel: +816 4703 5966 Fax: +816 4703 5977</p> <p>メール: <a href="mailto:info@jhalal.com">info@jhalal.com</a>, <a href="mailto:remon@jhalal.com">remon@jhalal.com</a> ウェブサイト: <a href="https://jhalal.com/en">https://jhalal.com/en</a></p>	<p>Product certification</p>  <p>Slaughterhouse Certification</p> 
<p>日本イスラミックトラスト Japan Islamic Trust (JIT)</p> <p>3-42-11 Minami Otsuka Toshima-ku Tokyo 170-0005 Japan</p>	<p>Mr. Aquil Ahmed Siddiqui (Chairman) Tel: +81 03-3971-5631 Fax: +81 03-5950-6310</p> <p>メール: <a href="mailto:info@islam.or.jp">info@islam.or.jp</a>, <a href="mailto:japanislamictrust.halal@gmail.com">japanislamictrust.halal@gmail.com</a> ウェブサイト: <a href="http://www.islam.or.jp/">http://www.islam.or.jp/</a></p>	
<p>ムスリムプロフェッショナル ルジャパン協会 Muslim Professional Japan Association (MPJA)</p> <p>Yoshioka Bldg 3F 4-32-1 Yotsuya Shinjuku-ku Tokyo 160-0004 Japan</p>	<p>Mr. Akmal Abu Hassan (President) Tel: +813 6869 5775 Fax: +813 6869 5775</p> <p>メール: <a href="mailto:info@mpja.jp">info@mpja.jp</a> ウェブサイト: <a href="http://www.mpja.jp/">http://www.mpja.jp/</a></p>	

<sup>20</sup> <https://myehalal.halal.gov.my/portal-halal/v1/pdf/cb/CBLIST-20FEBRUARY2025edited110325.pdf>

<p>日本アジアハラール協会 Nippon Asia Halal Association (NAHA)</p> <p>5F, CICC Building 2-6-2 Matsunami Chuo-ku, Chiba-shi 260-0044 Japan</p>	<p><b>Mr. Jamaldeen Mohammad Rifas Alias Anas (Chairman)</b> Tel: +8135 4138 418 Fax: +8143 2054 996</p> <p>メール: <a href="mailto:info@nipponasia-halal.org">info@nipponasia-halal.org</a> ウェブサイト: <a href="https://web.nipponasia-halal.org/">https://web.nipponasia-halal.org/</a></p>	
<p>日本ハラール財団 Japan Halal Foundation (JHF)</p> <p>As-Salaam Bldg. 1F, 4-6-7 Taito, Taiko-ku Tokyo 110-0016 Japan</p>	<p><b>Mr. Mohamed Nazeer (President)</b> Tel: +8150-3644-1045 Fax: +813-5812- 4101</p> <p>メール: <a href="mailto:info@japanhalal.or.jp">info@japanhalal.or.jp</a> ウェブサイト: <a href="https://japanhalal.or.jp/">https://japanhalal.or.jp/</a></p>	

免責事項：本ガイドは情報提供を目的として、農林水産物・食品輸出支援プラットフォームの一環で、日本貿易振興機構（ジェトロ）クアラルンプール事務所が作成したものです。本調査は2026年2月時点のマレーシア政府機関および貿易団体からの公開情報に基づいて編纂されています。規制、手続き、手数料、要件は変更される場合があります。ビジネス上の決定を行う前に、関連するマレーシア当局に確認することをお勧めします。本文書は法的または専門的な貿易コンプライアンスのアドバイスを構成するものではありません。

日本の食品・農産物輸出企業のマレーシア市場参入のために作成

本レポートに関するお問い合わせ先：

マレーシア輸出支援プラットフォーム

(日本貿易振興機構 (ジェトロ) クアラルンプール事務所)

TEL: +603-2171-6100

Email: MAK@jetro.go.jp